おおさかエネマネ普及促進事業者登録制度にあたっての質問内容とその回答

No	項目	質問内容	回答
1-1	登録要件	登録要件では、電力会社との契約電力	登録要件は府内の事業所等に限定した
		が 200kW 未満の 2 事業所以上としてい	ものではありません。200kW 未満の事業
		ますが、この実績は府内の事業所者等	所であれば、府外の事業所でも差し支
		に限定されるのでしょうか。	えありません。
1-2	登録要件	登録要件では、電力会社との契約電力	エネルギーマネジメントシステムを用
		が 200kW 未満の 2 事業所以上としてい	いてエネルギーを計量する事業所単位
		ますが、ビル所有者ではなくテナント	において、最大需要電力(電力会社と
		ビルに入居している事業所に直接エネ	の契約の有無を問わない)に相当する
		ルギー管理支援サービスを提供してい	量が 200kW 未満であり、計量する事業
		ますが、これは実績に含めることが可	所別に電気の需要の低減又はエネルギ
		能でしょうか。	ー使用の効率化に資する具体的な報告
1-3	登録要件	当社が入居するテナントビルにおい	及び提案又は対策を行っている場合
		て、エネルギーマネジメントシステム	は、実績に含めることができます。ま
		を設置し、ビル所有者やテナント入居	た、エネルギー管理支援サービスの提
		者に対して契約書は交わしていません	供にあたり、必ずしも契約書を交わし
		が、省エネ提案を行っています。この	ている必要はありません。
		ような場合も実績として計上しても差	
		し支えないでしょうか。	
1-4	登録要件	登録要件でエネルギー管理支援サービ	エネルギー管理支援サービスを2年以
		スを2年以上継続して実施しているこ	上継続して実施していることについて
		ととありますが、実施期間が2年に満た	は、事業の継続を確認するものであり、
		ない場合は登録要件を満たさないとい	2年以上継続して実施してない場合は
		うことでしょうか。	対象外となります。なお、同一の事業所
			に対して2年以上のサービス提供の実
			績を求めているものではありません。
1-5	登録要件	登録にあたり大阪府内を拠点とする支	府内が営業範囲として含まれていれば
		社や営業所が必要でしょうか。	拠点が府外であっても差し支えありま
			せん。
1-6	登録要件	複数事業者が共同でエネルギー管理支	中小事業者等との契約の主体がA社、
		援サービスの提供を行っている場合、	B社のいずれになっているかで判断し
		どのように申請すればよいのでしょう	てください。例えば契約の主体がA社
		か。当社 (A 社) は「エネルギーマネジ	である場合は、A社が申請し別紙3の
		メントシステムの設置とクラウドサー	実施体制にB社を含めてください。こ

No	項目	質問内容	回答
		ビスの提供」を担当し、協力会社(B	の場合、登録事業者一覧表に記載する
		社)では「省エネ・節電提案」を行っ	事業者名はA社となります。連携方法
		ています。	は様々なケースが想定されるので個別
			に相談してください。
1-7	登録要件	組織改変により、これまでエネルギー	この場合は、部門を異動したことがわ
		管理支援サービスを実施していた部門	かる書面を添付することにより、以前
		を別会社に異動させました。この場	の会社における実績も加算することが
		合、以前の会社における実施について	できます。
		も実績として加算することができます	
		カュ。	
1-8	登録要件、	エネルギー管理支援サービスの提供実	原則として、エネルギーマネジメントシ
	実績報告	績について、現在、提案中のケースにつ	ステムを用いて電気の需要の最適化又
		いては1件とみなされるのでしょうか。	はエネルギー使用の効率化に資する具
			体的な報告・提案又は実行を行っていれ
			ば登録要件における提供実績1件とみ
			なします。そのため、登録要件の確認の
			ために添付する事業所については、具体
			的な報告・提案又は実行を行った事業所
			としてください。なお、実績報告におけ
			る事業所数については契約段階で1件
			とみなしても差し支えありません。
1-9	登録要件、	別紙2、様式7、様式8の実績等のう	国内には大阪府内、大阪府内には大阪
	実績報告	ち、国内には大阪府内を含み、大阪府	市内を含んだ内数となります。
		内には大阪市内を含むのでしょうか。	
1-10	登録要件、	様式2、様式7、様式8の実績は国内	大阪府内を担当する単位(支社や営業
	実績報告	全部が必要でしょうか。 	所) の実績であっても差し支えありま
	<i>₩</i>		せん。
1-11	実績報告	別紙2の削減量について、新規契約分	原則として削減量は、前々年と前年度
		は削減量があるが、継続している契約	の差(ベース補正なしの値)で記入し
		分については、あまり変わらないと考	てください。ベース補正した値で管理
		えられる。また、気温の上昇等により	している場合はその値でも差し支えあります。
		制減量が負となる場合もあり得るが、	りません。継続している契約分についてはや
		それでよいか。 	て削減量が小さくなる分についてはや
2-1	提出書類	別紙3事業所個票、別紙4のエネルギ	むをえないと考えています。 資料内に公表する旨の記載をしている
4 1	此山百炽	一管理支援サービス個票は府のホーム	箇所以外は、原則として公表しませ
		ページで公表されるのですか。	ん。しかしながら、大阪府情報公開条
		· くしみなでAUSVJしりか。	/v。 レルンはかり、八阪川

No	項目	質問内容	回答
			例に基づく情報公開の求めがあった場
			合は、同条例に基づく手続きにより個
			別に公開・非公開を判断することとな
			ります。
2-2	提出書類	別紙4エネルギー管理支援サービス個	原則としてエネルギー管理支援サービ
		表は、同じエネルギー管理支援サービ	スとして1商品である場合は、個票は
		スであっても内容に幅がある場合は個	1枚で差し支えありません。内容に幅
		票を別に作成するのでしょうか。	があることについて、特徴欄にわかる
			ように記入してください。
2-3	提出書類	添付書類のうち、納税証明書の詳細に	大阪府税事務所が発行する府税(全税
		ついてお教えください。	目)の納税証明書(未納のない証明書)
			を提出してください。証明請求用紙の
			チェック項目については、使用目的は
			「その他」、徴収金の種類(税目)は
			「全税目」、証明内容は「府税及びその
			附帯徴収金に未納の額のないこと」と
			してください。なお、納税証明書は申
			請書の提出日において発行日から3ヵ
			月以内のものとし、写しでも差し支え
			ありません。詳しい請求方法はこちら
			をご覧ください。
			(参考ホームページ)
			http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/
			alacarte/nouzeishomei.html
			なお、大阪府内に事業所を有しない場
			合は、本店所在地管轄の都道府県税事
			務所が発行する納税証明書に提出して
			ください。この場合、全税目の証明様
			式がないときは「法人事業税・法人
			(都道府県)民税」の証明で差し支え
			ありません。
2-4	提出書類	履歴(現在)事項全部証明書は原本が必	申請書の提出日において発行日から3
		要ですか。	ヵ月以内のものとし、写しでも差し支
			えありません。

No	項目	質問内容	回答
3-1	普及啓発・	本事業を行う対象は電力会社との契約	サービスの提供対象を 200kW 未満の事
	マッチング	が 200kW 未満の事業所に限定されるの	業所に限定するものではありません。
		ですか。	本事業では電力会社との契約が 200kW
			未満の事業所でも活用できるエネルギ
			ー管理支援サービスを想定しているた
			め、200kW 未満の2事業所への提供実績
			を登録要件としています。
3-2	普及啓発・	登録した場合、自社ホームページ等に	可能です。また、登録事業者マークを
	マッチング	おおさかエネマネ普及促進事業登録事	自社ホームページに掲載いただくこと
		業者の表示は可能でしょうか。	も可能です。
3-3	導入事例の	様式9について、登録事業者となった	府ホームページ等にて導入事例を掲載
	提供	場合は顧客事業所の分を全て提出する	したいものについて報告いただくもの
		必要があるのでしょうか。	です。様式9で表紙は指定様式として
			いますが、導入事例は既存の様式でも
			差し支えありません。なお、掲載済の
			事例と類似したもの(他の登録事業者
			の提供事例との類似を含む)等につい
			ては掲載しないことがありますので、
			あらかじめご了承ください。